

みやぎ発展税（法人事業税超過課税）の導入について

宮 城 県

本県では、昨今の地方公共団体の行財政を取り巻く大きな環境の変化を踏まえた取組の一つとして、課税自主権を活用した新税制について検討してきました。

市町村合併が進み道州制の議論が具体化するなど、地方主権型社会の実現に向けて地域の自己決定と自己責任による地域づくりの取組が求められる中、国から地方への本格的な税源移譲が実施されない一方で、地方交付税が大幅に減額されたことにより、本県財政は非常に厳しい状況に陥っていますが、このように財政が厳しい中でも、富県宮城を実現するための戦略によって県勢の発展を図り、また、宮城県沖地震に備えた県民の安心・安全を確保するための施策展開は不可欠です。

こうした中で、本県の危機的な財政状況については、地方財政制度の抜本的な改革を国に強く働きかけるとともに、県として、「宮城県行政改革プログラム」及び「新・財政再建推進プログラム」に基づき、徹底した歳入確保対策と歳出抑制対策を実施することにより対応していきます。

このような県自体の行財政改革の徹底は当然の前提としつつ、今般、次のとおり「みやぎ発展税」として法人事業税の超過課税制度を導入し、富県宮城の実現に向けた産業振興施策の充実と宮城県沖地震の被害最小化施策の加速化を図っていきます。

【みやぎ発展税】

納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（法人事業税に同じ） 																				
超過課税の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の宮城県県税条例第41条に規定する事業税の税率に1.05を乗じるもの。 ・ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ所得金額が4千万円以下の法人(収入金課税法人は収入金額が3億2千万円以下の法人)については、超過課税の対象から除外する。 																				
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年3月1日から平成25年月28日まで（5年間） （この間に終了する各事業年度分の法人事業税及びこの期間内の解散による清算所得に対する法人事業税に適用） 																				
想定税収	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度約30億円（5年間で約150億円） <table border="1" data-bbox="448 1003 1393 1285"> <thead> <tr> <th>法人数</th> <th>うち超過対象法人数</th> <th>申告税額 千円</th> <th>うち超過対象税額 千円</th> <th>想定税収 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,304</td> <td>8,078</td> <td>67,504,945</td> <td>63,740,000</td> <td>3,187,000</td> </tr> <tr> <td>県外本店 10,673</td> <td>6,978</td> <td>44,294,449</td> <td>43,977,110</td> <td>2,198,855</td> </tr> <tr> <td>県内本店 39,631</td> <td>1,100</td> <td>23,210,496</td> <td>19,762,890</td> <td>988,145</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成18年度法人事業税実績に基づく想定額</p>	法人数	うち超過対象法人数	申告税額 千円	うち超過対象税額 千円	想定税収 千円	50,304	8,078	67,504,945	63,740,000	3,187,000	県外本店 10,673	6,978	44,294,449	43,977,110	2,198,855	県内本店 39,631	1,100	23,210,496	19,762,890	988,145
法人数	うち超過対象法人数	申告税額 千円	うち超過対象税額 千円	想定税収 千円																	
50,304	8,078	67,504,945	63,740,000	3,187,000																	
県外本店 10,673	6,978	44,294,449	43,977,110	2,198,855																	
県内本店 39,631	1,100	23,210,496	19,762,890	988,145																	
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・県内総生産10兆円の達成に向け、企業集積促進策、中小企業技術高度化支援策、人づくり支援策の実施に加え、地域産業振興施策を機動的に展開 ・宮城県沖地震への万全な備えを図るため、災害に対応する産業活動基盤の強化、防災体制の整備など、宮城県沖地震の被害最小化施策を展開 																				

みやぎ発展税は、法人事業税の超過課税であり、したがって納税義務者は県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人になります。

超過課税の内容は、現行の法人事業税の税率に1.05を乗じるもの、すなわち5%の超過税率とするものです。

ただし、中小企業等の担税力に配慮し、資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ所得金額が年4千万円以下の法人（収入金課税法人は収入金額が年3億2千万円以下の法人）については、超過課税の対象としないという不均一課税を併せて実施します。

課税期間については、当面平成20年度から平成24年度までの5年間とし、平成20年3月1日から平成25年2月末日までの間に終了する各事業年度分の法人事業税及び当該期間内の解散による清算所得に対する法人事業税に適用します。

これにより、平成18年度の実績で試算すると、法人事業税の課税対象法人（納税額のない法人を含む）50,304法人（県外本店法人10,673、県内法人39,631）中、超過課税対象法人は8,078法人（県外本店法人6,978、県内法人1,100）となり、超過課税による税収見込は単年度31億8千7百万円となりますが、この金額は平成18年度の実績のみでの試算ですので、単年度収入見込としては約30億円、当面の課税期間5年間における税収見込は約150億円と想定しています。

【導入の背景について】

近年、本県の行財政を取り巻く環境は大きく変化しています。その一つは市町村合併や三位一体改革、道州制の議論など、真の地方主権型社会の実現に向けた動きが本格化していることであり、もう一つは、このような地方分権の動きに反して、国から地方への本格的な税源移譲が実施されないまま地方交付税の大幅な減額が行われ、本県が深刻な財政危機に直面していることです。

- ・市町村合併・・・平成11年3月末 71 平成15年4月 69 平成17年4月 45 平成17年10月 44
平成18年1月 43 平成18年3月末 36 (県内市町村数)
- ・三位一体改革・・・平成18年度税制改正において所得税から住民税への3兆円の税源移譲
地方交付税(臨時財政対策債を含む)は平成16年度～平成18年度で23.9兆円 18.8兆円
(5.1兆円)
平成18年12月 地方分権改革推進法成立(平成19年度以降第二期改革へ)
- ・地方交付税の減額(臨時財政対策債を含む)
・・・平成15年度 2,443億円 平成16年度 2,192億円 平成17年度 2,126億円
平成18年度 2,061億円
- ・道州制の議論・・・平成18年2月 「道州のあり方に関する答申」(地方制度調査会)
- ・県の深刻な財政危機
・・・平成18年度～平成21年度の財源不足額 2,267億円(平成18年度中期的な財政見通し)
うち平成20年度～平成21年度の財源不足額 1,247億円

三位一体改革では、国税である所得税から県税及び市町村税である住民税への3兆円の税源移譲が行われ、地方の自主財源である税収の充実が図られましたが、一方で、同じく地方固有の財源である地方交付税はそれ以上に削減され、また、国からの補助金も大幅に削減されました。

すなわち、三位一体改革による国の所得税から地方の住民税への税源移譲では、国から地方への税源移譲額と地方交付税の削減額において地方交付税の削減額の方が多いという、地方にとっては受け入れ難い内容となっています。

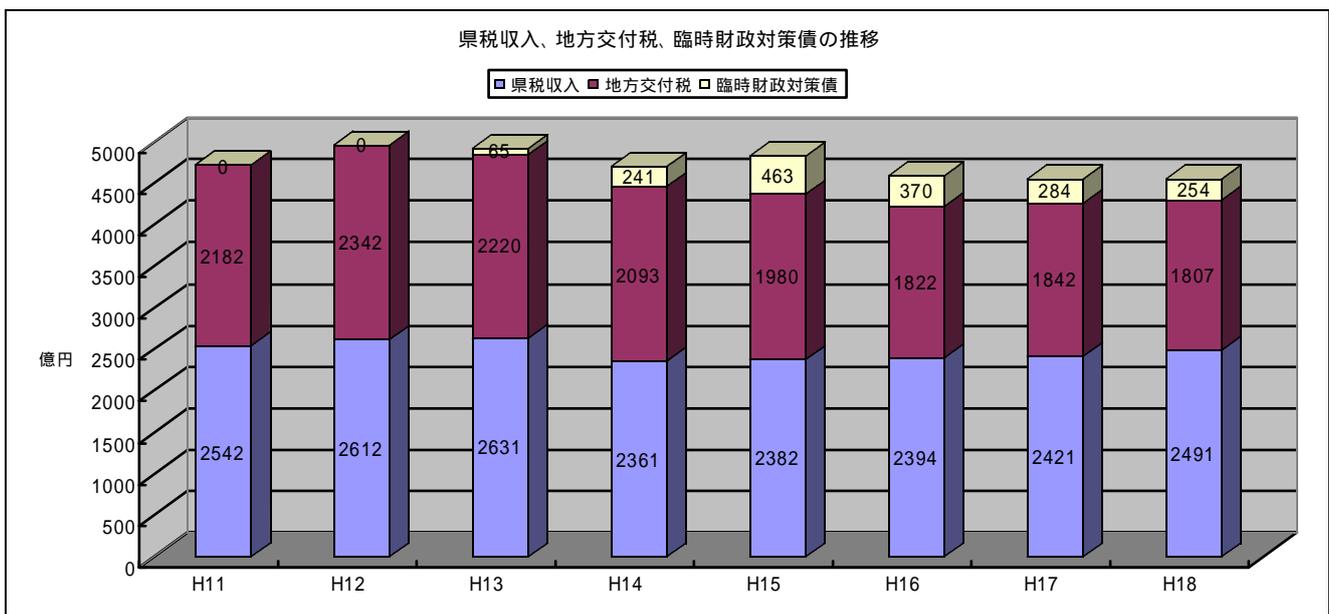
【三位一体改革の成果】

全国 (平成16年度 平成18年度)		本県		
国庫補助負担金改革	約 4.7兆円		地方交付税額	税収額
税源移譲	約 3兆円	平成15年度	2,443億円	2,382億円
地方交付税改革	約 5.1兆円	平成18年度	2,061億円	2,491億円
		計	273億円	382億円
				109億円

しかしながら、三位一体改革の方向性自体は、地方が税財政制度とともに施策展開においても、国の統制を離れて、自己決定・自己責任により地域の問題・課題を解決する地方主権型社会の実現を目指すものと言えます。

地方公共団体は、これまで、国の地方財政計画やそれに基づく地方交付税制度、地方債制度によって、実施すべき事業の大半が決められている一方で、そのための財源を国から保障されてきました。また、多くの事業を国から受託し、あるいは奨励され、そのための財源として補助金により一定の施策を展開してきました。しかしながら、これからの地方主権型社会の実現に向けては、地域の自己決定・自己責任によって地域に必要な施策を展開し、その施策を展開するための財源についても地域の自己責任で確保することが求められています。

こうした状況の中で、近年の本県の一般財源（県税収入額、地方交付税額及び臨時財政対策債）の額の推移をみると、三位一体改革の議論がなされていた平成15年度と平成18年度の比較で、平成15年度以降の地方交付税と臨時財政対策債の合計額は毎年減額され、平成18年度は平成15年対比で382億円、15.6%の減少となっています。県税収入については、この間109億円、4.6%の増となっていますが、国により決定される地方交付税と臨時財政対策債を合わせた減少額の方が大きいいため、総額では毎年減少し、平成18年度は平成15年度対比で273億円、5.7%の減少となっています。



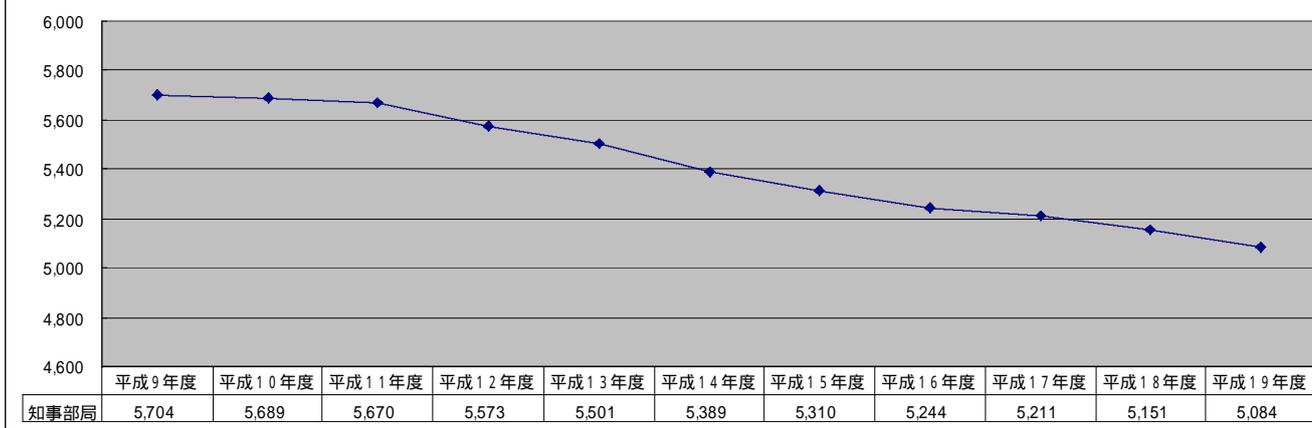
県税自体も国が定める地方税法によりその内容がほぼ決められ、また国の政策減税などの制度改正が行われるなど、都道府県において自由にその内容を定められるものではありませんが、三位一体改革を経て、具体的な動きを早めている地方主権型社会の実現に向けた地方行財政制度の変革を踏まえると、現在の税制度において地方公共団体に認められた課税自主権を活用し、これによって県政の課題を解決するための施策を展開することは、本県にとって必要不可欠となっています。

【本県の行財政改革の取組について】

もちろん、このような時代の趨勢に対応するためには、県の行財政改革の取組が最も重要です。このため、本県ではこれまでも効率的で質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革には不断に取り組んできました。近年の行財政改革の取組としては、平成9年度から「新しい県政創造運動」をスタートし、第一次行政改革推進計画、第二次行政改革推進計画に取り組む一方で、財政状況の悪化により、平成11年度には財政危機宣言を発し、給与削減や歳出構造改革に着手して515億円の財源対策を講じたほか、平成14年度から平成17年度までの財政再建推進プログラムでは、人件費の抑制など行政のスリム化で114億円、事務事業の抜本的見直しで540億円、合計654億円の歳出削減を図るとともに、県有未利用財産の売却など334億円の歳入を確保し、合計で988億円の財源対策を実施しました。また、平成11年度から平成17年度まで定員適正化計画を実施し、知事部局の職員の8.4%、478人を削減しています。

- ・平成9年4月 新しい県政創造運動～宮城の行政改革～のスタート
- ・平成11年4月 第一次行政改革推進計画に基づく改革推進(県民サービス改革など五つの改革108項目への取組)
- ・平成11年10月 財政危機宣言(平成13年度までに給与削減や歳出構造改革により515億円の財源対策を実施)
- ・平成14年4月 第二次行政改革推進計画に基づく改革推進(県民サービス改革など五つの改革57項目への取組)
- ・財政再建推進プログラムの実施(平成17年度までに988億円の財源対策を実施)
 - ・歳出抑制対策654億円(行政のスリム化で114億円、事務事業の抜本的見直しで540億円)
 - ・歳入確保対策334億円(県有未利用財産の売却等で334億円)
- ・平成18年4月 宮城県行政改革プログラム、新・財政再建推進プログラムの実施(～平成21年度)

知事部局職員数の推移



しかしながら、このような対策を実施しても、現行の地方税財政制度がこのまま継続した場合、平成18年度から平成21年度までにおいては、更に2,267億円という巨額の財源不足が生じる見込みとなっており（平成19年3月の中期見通しでは2,435億円に拡大）、このため、本県においては、平成18年度から平成21年度までを計画期間とした「宮城県行政改革プログラム」を策定し、「自己決定・自己責任による行・財政運営の確立」、「真の地方主権型社会の実現」及び「深刻な財政危機の克服」を目標として、全庁一丸となって一層の行財政改革に取り組んでいます。

【宮城県行政改革プログラムの概要】

目標

- ・自己決定・自己責任による行・財政運営の確立
- ・真の地方主権型社会の実現
- ・深刻な財政危機の克服

改革の推進期間

- ・平成18年度～平成21年度

改革の三つの柱

- ・改革1 多様な主体による開かれた公共サービスの実現(役割の分担と連携)
- ・改革2 真の政策立案集団への飛躍(政策力の強化)
- ・改革3 選択・集中型の事業展開への転換(質の転換)
- ・特別改革 深刻な財政危機の克服(準用財政再建団体への転落の回避)

特に「深刻な財政危機の克服」については、平成18年2月に「新・財政再建推進プログラム」を策定し、平成18年度から平成21年度までに見込まれる2,267億円もの巨額な財源不足を解消するため、徹底した歳入確保対策（985億円程度）や聖域なき事業の見直し、「宮城県定員管理計画」に基づく知事部局以外も含めた総職員数の削減（平成22年度までに4.8%、1,425人程度）などの歳出抑制対策（1,142億円程度）を実施しているところです。

さらに、これらの対策に加え、平成19年度から実施した給与構造改革により、3年間で89億円の人件費が削減されます。

その内容は次ページのとおりです。

【新・財政再建推進プログラムの概要】

A	歳入確保対策	985億円程度
1	県債の活用	737億円程度(行政改革推進債(財政健全化債)等の活用)
2	各種基金の活用	120億円程度(財政調整基金、特定目的基金の活用)
3	県税収入の確保	4億円程度(県税滞納整理の強化等)
4	受益者負担の見直し	11億円程度(使用料・手数料等の見直し)
5	県有資産の有効活用	45億円程度(県有未利用財産の売却等)
6	他会計資金の活用	68億円程度(特別会計資金の活用)
B	歳出抑制対策	1,142億円程度
1	行政のスリム化,コスト縮減の推進	237億円程度
	(1) 人件費総額の抑制	154億円程度
	(2) 内部管理経費の削減	44億円程度
	(3) 県立施設の管理運営費の見直し	39億円程度
2	事務事業の見直し	335億円程度(聖域なき歳出の見直し,各特別会計繰出金の見直し)
3	公債費負担の平準化	458億円程度(償還方法の見直し,借換債活用等)
4	将来的な財政負担の縮減	112億円程度(県債の新規発行総額の抑制,公共投資の縮減)

【宮城県定員管理計画の概要】

総職員数 平成17年4月1日現在 29,588人(現員ベース)

計画期間 平成18年度～平成22年度の5年間

総目標値 1,425人程度の純削減(4.8%)

対象部門及び目標値(内訳)

- ・知事部局(大学を含む) 505人程度の純削減
- ・教育委員会 880人程度の純削減
- ・警察本部 20人程度の純削減
- ・企業局 5人程度の純削減
- ・病院局 10人程度の純削減
- ・各種委員会及び議会 5人程度の純削減

* 国の法令で定員が定められている小・中・高校等の教職員及び警察官については,その配置基準に対応する。

年次計画

・18年度 280人、19年度 240人、20年度 245人、21年度 440人、22年度 220人、合計 1,425人

【みやぎ発展税の活用の基本方針】

こうした状況においても、本県においては、「富県宮城の実現」に向けて産業振興施策を重点的に展開することや、近い将来確実に発生が予測される宮城県沖地震の発生に備えた対策を加速させるなど、財政的な制約を越えて、将来の宮城県のために確実にそして早期に取り組むべき課題が山積しています。また、こうした優先的な政策課題に着実に対処していくためには、その他の行政サービスの大半を大幅に低下させなければ対応できない大変厳しい状況に直面しています。

このような認識の下、県としては、歳入確保対策と歳出抑制対策を徹底しながら、財源や人材など県の有する資源の効率のかつ重点的な配分を行い、県民の皆さんのご理解とご協力を得てこれらの課題に取り組み、県民の皆さんの負託に応えていかなければなりません。

そのため、早期に取り組むべき重要な施策の財源の一部として活用することを目的に、「みやぎ発展税」として、不均一課税を併用した法人事業税を新たに導入することとしました。

これによって得られる財源については、将来の宮城県のために確実にそして早期に取り組むべき課題である、富県宮城の実現に向けた産業振興施策、そして宮城県沖地震の被害最小化施策に充当し、県内総生産10兆円の達成と宮城県沖地震への万全な備えのために活用していきます。

【新税制を導入するに当たって】

本県の財政状況は危機的な状況にあります。これは、平成16年度以降に三位一体改革の名の下に行われた地方交付税の大幅な削減が大きな要因となっており、これについては、地方財政制度の抜本的な改革を国に強く働きかけるとともに、県として、「宮城県行政改革プログラム」及び「新・財政再建推進プログラム」に基づき、徹底した歳入確保対策と歳出抑制対策を実施することにより対応していきます。

今後の国、地方の行財政改革の動向によっては、財源不足額が更に拡大する可能性もありますが、その場合は、県として、更なる歳入確保対策と歳出抑制対策を進め、何としても準用財政再建団体への転落を防いでいきます。

今回の新税制の導入は、こうした危機的な財政状況の中にあっても、歳入確保対策と歳出抑制対策を徹底して本県の未来に向けた施策に財源を重点配分した上で、地域の自己決定・自己責任によって地域に必要な施策を展開するため、また更にその拡充やスピードアップのために納税者の皆様及び県民の皆様のご協力を得ようとするものです。納税者の皆様はもとより県民の皆様にはよろしくご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

